

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成28年9月30日付けの通知書で行った法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、徴収金額4,506,557円を超える部分（平成23年10月分として支給した保護費に要した費用の一部100,000円の徴収を決定した部分）は、取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 請求人は、本件処分による徴収決定額を支払う能力はない。
- (2) 平成23年2月4日の保護申請の際、調停調書を提出し、長男から請求人存命中に、1か月金10万円の扶養料を受け取る旨の条項があることを担当職員に明らかにしている。以後の振込みはないと担当職員に説明したとの処分庁の主張は否認する。

また扶養料の月額10万円には孫（請求人の長女の子）の学費

分も加味されている。

- (3) 処分庁は、請求人が福祉事務所長から、平成24年12月7日付けで、法63条に基づく保護費の返還金額決定を受けた事実について何ら触れていない。
- (4) 長男から福祉事務所長宛てに、平成23年3月14日、扶養できない旨照会回答があったと処分庁は説明している。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、別紙徴収金額算定表中、平成23年10月分の徴収金額100,000円にかかる費用の徴収決定（本件処分のうち徴収金額4,506,557円を超える部分）の取消しを求める部分については、理由があるから、その範囲に限り、行政不服審査法46条1項の規定を適用して本件処分を取り消すべきであり、その余の部分の本件審査請求は理由がないから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年2月13日	諮問
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の

維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする  
とされている。

(2) 法 29 条 1 項によれば、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は 77 条若しくは 78 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 法 61 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 法 78 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するとされている。

(5) そして、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、法 78 条によることが妥当な場合として、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」、「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告

書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」等が挙げられている（問答集問13-1、（答）②参照）。

同じく問答集によれば、法78条を適用する場合は、法による「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている（問答集問13-23、（答）③参照）。

また、法78条に基づいて費用を徴収すべき場合、相手方に資力がないときはどう取り扱うべきかについて、「法第78条に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法第63条や法第77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではない。」とされている（問答集問13-25、（答）参照）。

(6) 地方自治法236条1項によれば、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅するとされ、また、同条2項によれば、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとされている。

2 これを本件についてみると、請求人は、担当職員から、生活保護受給中の収入については申告の義務があるとの説明を受けていたものであるところ、請求人は、かかる義務があることを知りながら、長男から請求人の銀行口座への継続的入金がある事実を秘匿したまま、同人からの金銭的援助は一切受けてないとの虚偽の申告をして

保護費を受給し続け、担当職員から事実を指摘されるまでこれを認めなかった。また、長男からの振込金収入以外にも、同時に申告を怠っていた多額の振込金が存在していたことも、福祉事務所長による調査により併せて発覚している。

かかる経緯からすると、請求人は、この間、保護費を不正な手段で受給したものと評価すべきことは明らかであり、このことは、法78条1項により費用を徴収すべき場合に当たる事由であるから、本件処分は、その点において正当であり、違法なものでも不当なものでもないというほかはない。

- 3 次に、請求人の不正受給により、保護費として〇〇区から支出された費用に相当する金額は4,606,557円であるが、このうち、平成23年10月分として支給した保護費（徴収金額100,000円）については、本件処分の効力が生じる時点から既に5年を超えて遡った時期において支給がなされていたものであるから、地方自治法236条1項の規定により、〇〇区の請求人に対する費用徴収権は時効により消滅している。

したがって、時効により消滅している部分を除くその余の平成23年11月分以降の期間の保護費の支給に要した費用4,506,557円の徴収金額を決定した部分については、本件処分時から遡っても5年以内の期間中に支給したものを対象にしているから、また、前述のとおり、関係資料から、請求人による不正な手段により、これらの金額の保護費が支弁されていることは優に認められるものであるから、当該費用の徴収を決定した部分については、本件処分に違法・不当はないといえることができる。

#### 4 請求人の主張について

- (1) 請求人は、徴収決定額相当の金員を支払う能力はないと主張するが（第3・(1)）、法78条1項の規定に基づく費用の徴収は、いわば損害追徴としての性格のものであり、法63条や法77条に基づく費用の返還や徴収の場合と異なり、その徴収額の決

定に当たり相手方の資力（徴収に応ずる能力）が考慮されるというものではないというべきであるから、請求人にたとえ資力がなくても、そのことにより不正に受給した保護費に相当する費用の徴収を追及される立場を免れるものではない。したがって請求人の主張は理由がないものである。

(2) また、請求人は、長男から継続して家事調停に基づく扶養料の振込みがあることを福祉事務所長に申告しているかのように主張している（第3・(2)）。

しかし、関係資料には、保護開始の際にそのような申告があったことをうかがわせる記録は一切ないところ、保護の要否判断を行う際にかかる申告が実際にあれば、当然重要な検討項目となるのであるから、これが検討された形跡がないとすると、請求人からの適正な申告はなかったとの推測がなされる所であり、担当職員は、請求人からの以後の振込みはない旨の説明や、長男からの扶養の意思を否定しているととれる回答に依拠して、扶養料収入は以後発生しないものと考えたものと思われる。

事後的にみると、福祉事務所長が保護を開始した直後から、担当職員が請求人の説明等に疑いを持って、長男からのその後の振込金はないかどうか、調査を早期に開始するなどしていれば、不適正な保護費の支出は避けられたことも考えられる。しかしながら、かかる事態となった主要な原因は、請求人において、福祉事務所長に対して、収入についての虚偽の申告を繰り返してきたことにあることは明らかであるから、本件において法78条1項を適用する要件を欠くことにはならないものというほかはない。

なお、法4条1項の趣旨からして、扶養料収入は、請求人自身の最低生活費に最優先に充当すべきであり、またそのうえ長女もその子も、請求人とは別の世帯を構成しているのであるから、長女の子の学費にかかる支出が、請求人の収入から控除すべき対象となるものではないことは言うまでもない。

(3) 請求人が主張するように（第3・(3)）、福祉事務所長が、請求人に対し、平成24年12月7日付けの決定により、法63条に基づく保護費の返還の通知を行った事実があることは認められるが、関係資料によると、処分庁は、本件処分に当たって、請求人が法63条に基づく返還をなすべき保護費相当額については、支給済み保護費から控除したうえで徴収金額を算定している（同返還金額と法78条1項の規定に基づく徴収金額との重複算定はない。）ものと認められるから、この点は本件処分の適否に影響を及ぼすものではない。

(4) 請求人は、長男から福祉事務所長宛てに扶養できないとする回答があったと指摘しているが（第3・(4)）、このことは、請求人自ら扶養料収入があることを申告すべき義務を否定する根拠にはならない。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）